

月収額の計算例

例
大阪太郎さん
の場合

- 本人（大阪太郎さん） 年間総収入金額 3,900,000円（会社員）
- 妻（大阪花子さん） 年間総収入金額 0円（無職）
- 長女（大阪はるかさん） 年間総収入金額 1,380,000円（会社員）
- 長男（大阪真人さん） 年間総収入金額 0円（高校生）

1. 年間総収入金額から年間所得金額をそれぞれ計算し、合計します。



年金所得者・
その他の所得
者の場合は計
算方法が異な
ります。

※平成30年の所得税法の改正の影響により、平成31年1月2日以降に現在の勤務先に就職された方で、かつ、年収が850万円以上となる方の所得の計算については、この表の計算式が適用されないため、該当する方は各指定管理者にお問合せください。

2. 年間所得金額合計から控除額合計を差し引いた額を12で割ります。

控 除 額				
① 同居および扶養親族控除	〔入居しようとする親族（本人除く）および遠隔地扶養親族〕 1人につき 38万円 × 3人 = 114万円			
② 寡婦（夫）控除	1人につき 最高27万円 × 人 = 万円 (左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときは、その額)			
③ 老人控除対象配偶者控除 ④ 老人扶養控除	1人につき 10万円 × 人 = 万円			
⑤ 扶養控除	1人につき 25万円 × 1人 = 25万円			
⑥ 障がい者控除	1人につき 27万円 × 人 = 万円			
⑦ 特別障がい者控除	1人につき 40万円 × 人 = 万円			

妻
長女
長男 } 3人分
※本人は人数に入れない。

長男（高校生・17歳）1人分

それぞれの控除額を合計します。

控除額合計

1390000円

控除後の年間所得金額

1920000円

÷12=

計算後の月収額

160,000円

年間所得金額合計から控除額合計を差し引きます。

月収額の計算方法

1. まず、年間総収入(所得)金額を計算します。

あなたは、 給与所得者？ 年金所得者？ その他の所得者？

●給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし非課税所得は含みません。)

●年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金、退職年金をいいます。法律により非課税とされている各種年金(障がい年金、遺族年金、福祉年金等)による所得については、0円としてください。

●その他の所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算してください。

給与所得者の 場合

就職時期など

- ①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している場合
- ②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合
- ③現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合
- ④現在の勤務先に就職してからまだ給与(1カ月分)を受けていない場合

年金所得者の 場合

年金の受給期間

- ①1年以上引続き年金を受給している場合
- ②年金を受給してから1年に満たない場合

その他の 所得者の 場合

開業等の時期

- ①前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合
- ②前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合



●次のものについては、所得金額に含みません。

遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい者年金。
雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。
短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得。
生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。

計 算 の し か た	
	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)
	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与×12

A

年間総収入金額

円 次へ

この金額を申込書に記入してください。

計 算 の し か た	
	前年分の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
	年金証書の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額

B

年間総収入金額

円 次へ

この金額を申込書に記入してください。

計 算 の し か た	
	前年分の年間所得金額 (所得税確定申告書控の所得金額の欄に記載されている額)
	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「A 給与所得者の場合」を参考にしてください。

C

年間所得金額

円 次へ

この金額を申込書に記入してください。



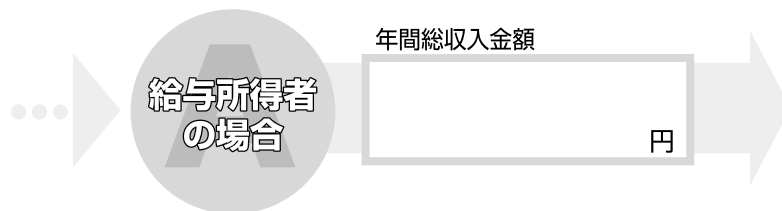
日雇労働者の場合

給与所得者として賃金を受けている場合は「A 給与所得者の場合」で計算してください。また、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「C その他の所得者の場合」で計算してください。

2. 次に、年間総収入金額から年間所得金額を計算します。

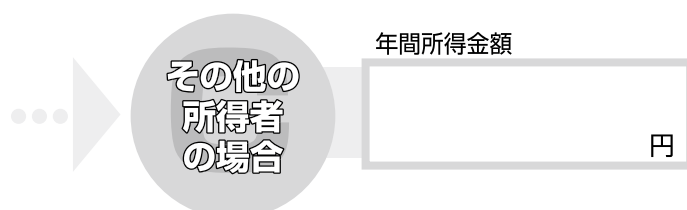
収入金額によって計算方法が異なります。

年 間 総 収 入 金 額		
651,000円未満		
651,000円以上	1,619,000円未満	
1,619,000円以上	1,620,000円未満	
1,620,000円以上	1,622,000円未満	
1,622,000円以上	1,624,000円未満	
1,624,000円以上	1,628,000円未満	
1,628,000円以上	1,800,000円未満	
1,800,000円以上	3,600,000円未満	
3,600,000円以上	6,600,000円未満	
6,600,000円以上	10,000,000円未満	
10,000,000円以上	12,000,000円未満	



年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

受 給 者 の 年 齢	年 間 総 収 入 金 額
65歳以上	1,200,001円以上
	3,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上
64歳以下	700,001円以上
	1,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上



年 間 給 与 所 得 金 額	
年間給与所得金額 = 0	
年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得金額	
年間給与所得金額 = 969,000円	
年間給与所得金額 = 970,000円	
年間給与所得金額 = 972,000円	
年間給与所得金額 = 974,000円	
年間総収入金額を4000で割り、その 答えの1円未満を切捨てた後に4000 を掛け戻して計算した額を、右のaに あてはめてください。	$a \times 0.6$ = 年間給与所得金額 $a \times 0.7 - 180,000$ 円 = 年間給与所得金額 $a \times 0.8 - 540,000$ 円 = 年間給与所得金額
年間総収入金額 $\times 0.9$ - 1,200,000円 = 年間給与所得金額	
年間総収入金額 $\times 0.95$ - 1,700,000円 = 年間給与所得金額	

A

年間給与所得金額

円

次へ

入 金 額	年 間 年 金 所 得 金 額
1,200,000円以下	年間年金所得金額 = 0
3,299,999円以下	年間総収入金額 - 1,200,000円 = 年間年金所得金額
4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75$ - 375,000円 = 年間年金所得金額
7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85$ - 785,000円 = 年間年金所得金額
	年間総収入金額 $\times 0.95$ - 1,555,000円 = 年間年金所得金額
700,000円以下	年間年金所得金額 = 0
1,299,999円以下	年間総収入金額 - 700,000円 = 年間年金所得金額
4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75$ - 375,000円 = 年間年金所得金額
7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85$ - 785,000円 = 年間年金所得金額
	年間総収入金額 $\times 0.95$ - 1,555,000円 = 年間年金所得金額

B

年間年金所得金額

円

次へ

年間所得金額

C

円

次へ

※平成30年の所得税法の改正の影響により、平成31年1月2日以降に現在の勤務先に就職された方で、かつ、**年収が850万円以上となる方**の所得の計算については、この表の計算式が適用されないため、該当する方は各指定管理者にお問合せください。

3. 最後に、控除額を差し引いて月収額を計算します。

A 給与所得者の場合

年間給与所得金額

円

B 年金所得者の場合

年間年金所得金額

円

その他の所得者の場合

年間所得金額

円

年間所得金額合計

円

控 除 の 種 類		控除対象となる方
同 居 及 び 扶養親族控除		入居しようとする親族（本人を除く）及び遠隔地扶養親族
特 別 控 除	か ぶ (ふ) 寡婦(夫)控除	次に該当する方 ●夫と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていない方で、扶養親族のある方 ●夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方 ●妻と死別、離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方
	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で70歳以上の方
	老人扶養控除	扶養親族で70歳以上の方
	扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く） ※従前の特定扶養控除のこと
	障がい者控除	次に該当する方 ●身体障がい者手帳の交付を受けている方 ●戦傷病者手帳の交付を受けている方 ●知的障がい者更正相談所等により知的障がいと判定された方 ●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など
	特別障がい者控除	次に該当する方 ●身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 ●戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 ●知的障がい者更正相談所等により重度の知的障がいと判定された方など ●精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など

※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

年間所得金額合計から控除額の合計を差し引いてください。

控 除 額 の 計 算				控 除 額
1人につき 38万円	×	人	=	円
1人につき 最高27万円 (左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときは、その額)	×	人	=	円
1人につき 10万円	×	人	=	円
1人につき 25万円	×	人	=	円
1人につき 27万円	×	人	=	円
1人につき 40万円	×	人	=	円
控除額の合計				円

★計算後の月収額が

次に該当する方が申込むことができます。

- ・ 申込まれるご本人(名義人)の年齢が50歳(※)未満の場合
123,000円以上487,000円以下
- ・ 上記以外の場合
158,000円以上487,000円以下

※申込み日現在の年齢となります。

- ・ 申込みにあたっては、他の申込資格を満たしている必要があります。(申込資格については5～6ページをご参照ください。)

➡ 控除後の年間所得金額 円 ÷ 12 =

計算後の月収額

円

↑ この金額を申込書に記入してください。

収入に関する証明書類の見方

源泉徴収票の見方

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

中央区大手前3丁目

大阪 大連

3424000 2215800

この金額を年間総収入金額として計算してください。

住民税課税証明書の見方

住民税課税証明書

〔令和〇年分所得〕

納税義務者氏名		納税義務者住所	
明・大・昭・平 年 月 日生			

平成〇年分額	円	配偶者控除	有・無・老	円	平成〇年度	円
所得内訳		扶養控除	人	円	住民税額	
種類	金額	老人扶養控除	人	円	所得割額	円
給与所得	円	特定扶養控除	人	円	均等割額	円
(給与所得控除前)	() 円	本人障がい者控除	特・普	円		
事業所得	円	寡婦(夫)控除	寡・勤	円		
雑所得	円	勤労学生控除	特障	人	円	
(公的年金等収入)	() 円	扶養障がい者控除	普障	人	円	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市区町村長

この金額を年間総収入金額として計算してください。

所得税確定申告書の見方

令和〇年分の所得税の 申告書 B

所得金額	事業等	①									
	農業	②									
	不動産	③									
	利子	④									
	配当	⑤									
	給与	⑥									
	雑	⑦									
	総合譲渡・一時 ⑦+{(③+④)×1/2}	⑧									
	合計	⑨		2	3	0	0	0	0	0	0

この金額を年間所得金額として計算してください。

年金振込通知書の見方



大切なお知らせ

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人



日本年金機構

Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へ折ってください(開いてください)

(本に挟んでいる場合は、よく折かしてから開いてください。)

② 年金振込通知書	
以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。 なお、お支払いは平成 年 月から平成 年 月までの 各償還月に行われます。(満期の支払予定日をご参照ください)	
年金の種類	年金
基礎年金番号	年金コード
受給者氏名	
振込先	
「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」等の金額	
年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料額	円
国民年金保険料額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円
※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。	
平成 26 年 6 月 4 日	
厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課	印

この金額を6倍すると年間受給額となります。また2種類以上受給している場合はその合計額です。

申込書の記入例

例
大阪太郎さん
の場合

●本人（大阪太郎さん）	年間総収入金額	3,900,000円（会社員）
●妻（大阪花子さん）	年間総収入金額	0円（無職）
●長女（大阪はるかさん）	年間総収入金額	1,380,000円（会社員）
●長男（大阪真人さん）	年間総収入金額	0円（高校生）

申込書を記入される際には、次の点にご注意ください。

- 1.赤の太枠内を全部記入してください。
（※印のある欄は、記入しないでください）
- 2.申込者・同居者の氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 3.配偶者（夫・妻）の有無を必ず記入してください。
- 4.計算後の月収額は、7～14ページにより計算した額を記入してください。
- 5.現在別居中の方と同居しようとする場合は、申込書右下（L その他）の空欄にその理由を記入してください。

申込区分と住宅名は必ず記入してください。

職業は具体的に記入してください。
（会社員、公務員、〇〇外交員、サービス業、大工、日雇大工、日雇労働者、日雇運転手、事業専従者、小学1年生、中学3年生、無職など）

※就職した年月は必ず記入してください。

入居を申し込むご家族全員を記入してください。
原則、ここで記載されていない方は入居できません。

※（死亡・出生による場合は除く。）

結婚・出産などの理由により退職する方で退職後無職・無収入になる方は「〇年〇月退職予定」と記入してください。
年金・恩給を受けている方はその種類を記入してください。



